

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-121
処分の種類	立体都市公園の構造に損害を及ぼす恐れのある場合における所有者等への損害防止措置命令、公園予定地における準用			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第26条第4項、第33条第4項			
処分の概要	公園保全立体区域内の土地等所有者・占有者の行為が立体都市公園の構造に損害を及ぼす恐れのある場合における所有者等に対する行為の中止、物件の改築・移転・除却等の損害防止措置命令（公園予定地に準用）			
処分基準 （未設定の場合はその理由）	未設定（処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難。）			
基準の制定根拠	—			